

平成28年2月24日

二宮町長 村田 邦子 様

二宮町総合戦略検討委員会
会長 後藤 伸

二宮町総合戦略について

平成27年10月19日付け二第1377号により審議の依頼を受けました二宮町総合戦略について、別紙のとおり意見書を提出します。

なお、審議依頼の際に示された二宮町総合戦略骨子（案）に基づき、本検討委員会で慎重に審議いたしました。

その審議結果を「二宮町総合戦略（二宮町総合戦略検討委員会審議報告書）」としてとりまとめましたので、町においてはこれを十分に尊重し、二宮町総合戦略策定及び事業実施に反映されますよう要望します。

二宮町総合戦略について（意見）

二宮町は、首都圏のベッドタウンとして急激に発展してきましたが、現在は少子高齢化や人口減少が進み、今後も続くと想定されます。

二宮町人口ビジョンでは2060年の合計特殊出生率を2.07とするとともに、社会移動を0とし、人口を17,000人以上とすることを目標としておりますが、今後、人口減少は避けて通れないとの共通認識のもと、これまでの成長戦略とは異なった視点で、人口減少を少しでも緩やかなものとするための施策について検討をしました。

国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、「安定した雇用を創出する」、「新しいひとの流れをつくる」、「若い世代の結婚・出産・子育ての希望を叶える」、「時代に合った地域をつくる」ことを基本目標としています。

国の基本目標を踏まえつつも、二宮町が進むべき方向性を十分に勘案し、町の強みである豊かな自然環境や温暖な気候、穏やかな風土に育まれた町民力が最大限に発揮できるような総合戦略となるよう、「安心な・暮らしやすい・住みやすい・住み続けたい」地域づくりを第1の目標として審議してまいりました。

審議の結果、地域づくりを推進することで、そこから生まれる新たな付加価値や魅力を創出し、新しい人の流れをつくることにより定住人口の増加を図るとともに、若い世代が安心して子育てができる環境を充実させることにより合計特殊出生率を上げ、また、町内で安心して働くことができるような施策を総合戦略としてとりまとめております。

この総合戦略の推進にあたっては、この町の財産が「人」であり、「人と人との繋がりが」であることを町民全体が共通認識し、町民と行政が方向性を同じくして、まちづくりの主役は町民であることを念頭に、総合戦略の実現に町民力が発揮できるような体制を確立することが必要となります。

総合戦略の実現に向け、計画策定がゴールではなく、これが新たなスタートであると認識し、持続可能で二宮らしさを発揮できるようなまちづくりに取り組み、町民が「住んでよかった町」を実感、体感できるまちづくりを実現されるよう積極的な取り組みを要望します。

検討経過

第1回総合計画審議会及び二宮町総合戦略検討委員会

日 時 平成27年 8月 5日(水) 午前9時30分～11時30分

内 容

- ・第5次二宮町総合計画中期基本計画及び二宮町長期人口ビジョン・二宮町総合戦略について
- ・第5次二宮町総合計画中期基本計画及び二宮町長期人口ビジョン・二宮町総合戦略策定方針について

第2回総合計画審議会及び二宮町総合戦略検討委員会

日 時 平成27年 8月26日(水) 午前9時15分～12時00分

内 容

- ・人口動向分析の結果について
- ・総合戦略の課題の検討について
- ・中期基本計画の策定に向けた課題の検討について

第3回総合計画審議会及び二宮町総合戦略検討委員会

日 時 平成27年10月19日(月) 午後3時30分～5時30分

内 容

- ・第5次二宮町総合計画中期基本計画の諮問並びに二宮町総合戦略の審議について
- ・人口ビジョン骨子(案)について
- ・総合戦略骨子(案)について
- ・第5次二宮町総合計画中期基本計画分野別方針骨子(案)について
- ・アンケート調査結果について

第4回総合計画審議会及び二宮町総合戦略検討委員会

日 時 平成27年11月30日(月) 午後3時30分～6時30分

内 容

- ・二宮町人口ビジョン素案(案)について
- ・二宮町総合戦略素案(案)について
- ・第5次二宮町総合計画中期基本計画素案(案)について

第5回総合計画審議会及び二宮町総合戦略検討委員会

日 時 平成28年 2月12日(金) 午後2時00分～5時00分

内 容

- ・第5次二宮町総合計画中期基本計画（素案）、二宮町人口ビジョン（素案）及び二宮町総合戦略（素案）に対する意見募集結果について
- ・二宮町総合戦略素案（案たたき台）について
- ・二宮町総合戦略の進行管理について

第6回総合計画審議会及び二宮町総合戦略検討委員会

日 時 平成28年 2月24日(水) 午前10時00分～12時00分

内 容

- ・第5次二宮町総合計画中期基本計画について
- ・二宮町総合戦略について
- ・意見交換

二宮町総合戦略検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）人口減少、少子高齢化において、将来にわたり活力ある本町の地域社会を維持、発展させるため、潤いのある豊かな生活を安心して営むことが出来る地域社会の形成、地域社会の担う個性豊かで多様な人材の確保及び地域における魅力ある多様な就業の機会の創出に向けて、町が策定する二宮町総合戦略について、幅広い見地から意見を聴取するために、二宮町総合戦略検討委員会（以下「委員会」という。）の設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 委員会は次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 地方版総合戦略の策定に関すること
- (2) 長期人口ビジョンの策定に関すること
- (3) その他目的の達成のために必要な事項に関すること

(組織)

第3条 委員会は、委員18人以内で構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 町議会の議員 2人
- (2) 町教育委員会の委員 1人
- (3) 町農業委員会の委員 1人
- (4) 関係行政機関の職員 1人
- (5) 町の区域内の公共的団体等の代表者 3人以内
- (6) 学識経験を有する者 6人以内
- (7) 町民の代表 4人以内

3 前項第4号に掲げる委員については、委員会に代理人を出席させることができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する所掌事務の協議が終了するまでとする。

(会長等)

第5条 委員会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明または意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、政策部企画政策課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は会長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年8月5日から施行する。

二宮町総合戦略検討委員会委員名簿

氏 名	選 出 区 分	
前田 憲一郎	町議会の議員	1号
柳川 駅司	町議会の議員	1号
蓮實 茂夫	町教育委員会の委員	2号
柏木 稔	町農業委員会の委員	3号
佐藤 清	関係行政機関	4号
廣上 正市(副会長)	町内の公共的団体等の代表者	5号
田邊 邦良	町内の公共的団体等の代表者	5号
岡本 康則	町内の公共的団体等の代表者	5号
後藤 伸(会長)	学識経験を有する者	6号
籙 健夫	学識経験を有する者	6号
秋山 和紀	学識経験を有する者	6号
高須 英郎	学識経験を有する者	6号
豊田 博美	学識経験を有する者	6号
駒沢 慎一郎	学識経験を有する者	6号
岩永 岳大	町民代表	7号
稲葉 しずか	町民代表	7号
井上 岳一	町民代表	7号
菅澤 富枝	町民代表	7号